

離島供給特例承認について

(平成 30 年 8 月 30 日からの大雨に係わる電気料金等についての特別措置)

当社は、離島供給約款（平成 29 年 9 月 13 日届出）以外の供給条件（別紙）により離島供給を行なうことについて、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、平成 30 年 9 月 5 日に特例承認申請を行い、平成 30 年 9 月 6 日付で経済産業大臣より承認を得ましたので、お知らせします。

平成 30 年 9 月 7 日
東北電力株式会社

別紙

料金その他の供給条件の内容

平成30年8月30日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、山形県新庄市、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村および最上郡戸沢村に災害救助法が適用された。

災害救助法の適用市町村および隣接市町※（平成30年9月5日以降、平成30年8月30日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）に、離島供給約款の適用地域の飛島がある山形県酒田市を含むため、飛島で被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町は、以下の12市町（平成30年9月4日時点）。

山形県：酒田市、寒河江市、村山市、尾花沢市、西村山郡西川町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、東田川郡庄内町

秋田県：湯沢市、由利本荘市

宮城県：大崎市、加美郡加美町

- 1 被災されたお客さまの平成30年8月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9月および10月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量もしくは契約電力をこえない

こと。

- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
- 5 従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力および農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成31年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後、引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。